

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2026年1月30日

明治ホールディングス株式会社

M e i j i S e i k a フアルマ株式会社

2026年1月30日

吸收分割に係る事後開示書類

東京都中央区京橋二丁目4番16号
明治ホールディングス株式会社
代表取締役社長 松田 克也

東京都中央区京橋二丁目4番16号
Meiji Seika ファルマ株式会社
代表取締役社長 永里 敏秋

明治ホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びMeiji Seika ファルマ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年11月20日付で両者の間で締結した吸收分割契約書（以下「本分割契約書」といいます。）に基づき、2026年1月30日を効力発生日として、分割会社が保有するKMバイオロジクス株式会社（以下「KMB」といいます。）の普通株式5,800株を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本分割」といいます。）を実施しました。

本分割に係る会社法（以下「法」といいます。）第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりであります。

記

1. 吸收分割が効力を生じた日

2026年1月30日

2. 分割会社における法定手続の経過

（1）法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、分割会社においては法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

（2）法第785条の規定による手続の経過

本分割は、分割会社においては法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、法第785条の規定による手続は行っておりません。

（3）法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 法第789条の規定による手続の経過

本分割により承継される債務がないため、法第789条第1項第2号の規定による異議を述べることができる債権者がおりませんので、法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 法第796条の2の規定による手続の経過

法第796条の2に基づく請求を行った承継会社の株主はありませんでした。

(2) 法第797条の規定による手続の経過

分割会社は承継会社の唯一の株主であり、分割会社は、承継会社の法第796条第1項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、承継会社は、法第797条第3項の規定に従って、承継会社の株主（分割会社）に対する通知を行つておりません。

(3) 法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月10日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限である2026年1月13日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2026年1月30日をもって、本分割契約書の定めに従い、KMBの普通株式5,800株を承継いたしました。

5. 法第923条の変更の登記をした日

2026年1月30日

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上